

香南市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定による役員、評議員並びに本会の各種の規程、細則に基づき、委員等に就任した委員に支給する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 報酬額は、次表のとおりとする。

区 分	報酬の額
社会福祉協議会会長	月額 115,000円
会長を除く理事・監事・評議員	日額 5,000円
評議員選任・解任委員	日額 5,000円
法人成年後見事業検討委員会委員（弁護士）	日額 30,000円以内
法人成年後見事業検討委員会委員（司法書士）	日額 10,000円以内
法人成年後見事業検討委員会委員（その他の委員）	日額 5,000円
その他各種委員	日額 5,000円

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給は、日額報酬にあつては、翌月10日、月額報酬にあつては、その月の21日（ただし、土・日・祝日にあたる場合はその前日）に支給する。

(旅費)

第4条 役員、評議員並びに委員が本会の業務の必要により市外に出張した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、実費弁償とする。

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、平成18年3月1日施行の「香南市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償に関する規程」は廃止し、同一名称として改める。

附 則

この規程は、平成28年12月20日から施行する。